○内閣府令・環境省令第一号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十四号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
環境大臣　大塚　珠代

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する命令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令（平成二十六年内閣府令・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一号及び第二号中「第七項第十七号」を「第七項第十八号」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。